

- 1 会議名 議会基本条検証特別委員会
- 2 日時 平成29年4月12日（水）  
開会 午後1時30分 閉会 午後3時27分
- 3 場所 第1委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 議会事務局長 尾関友康、同主事 高野真理子
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

（1）議会基本条例の検証について

相原委員長：本日は第11条から最終条まで。前回の検証結果をまとめたものを配布しているので確認されたい。また、各会派とも政務活動費で行った代表視察・研修先と件数の一覧表を作成し提出するよう再度お願いします。

黒川委員：第5条の「駐車場ゲート」について、「閉会中の継続審査とし、6月議会で否決したが、総務・産業建設常任委員会で引き続き検討事項とした。」と記載すべき。

塚本委員：第4条の全協で請願の紹介議員を募るための説明の機会を設けたとは。

梅村委員：紹介議員がまだ見つかっていない請願を提出されたい請願人が、各議員を全部回るのではなく、全議員の前で請願人が紹介議員を募るための説明の場を設置した。

大野委員：全員協議会ではないが、全議員が集まる場を設けて請願人が説明をした例も追加して、2回である。

宮川委員：議長が招集したわけではなく、任意で集まってほしいと声を掛けただけだ。

黒川委員：「全員協議会」を入れると慣例となるので削除。請願者の意向を受け、など。

相原委員長：「請願者の要請により、請願の紹介議員を募るための説明の場所を設けた。」とする。

塚本委員：第6条の「北名古屋市では議員研修の条例を制定している」とは私の発言だが、事務局で確認はしたか。

相原委員長：事務局で確認をお願いします。

塚本委員：第4条と第10条の双方にふれあいトークがある。10条だけでよいのでは。

相原委員長：第10条に移行する。

榊谷委員：第8条に（保留）とあるが、これは5条（1）に記載するということではなかったか。

相原委員長：第5条（1）に記載する。

では、第11条から検証の続きを行う。

（第11条 1）

木村委員：「議会独自のホームページを創り、リニューアルした」ではなく、協議会の総括表にあった文面そのままでもいい。

相原委員長：「ホームページのリニューアルに伴い、管理者権限が与えられた。容量の制限はなくなり、削除、更新の編集は議会独自で行うこととなった。」とする。

（第11条 2）

堀委員：目新しいものを書くのがいいので、ほっと情報メールは昨年とまったく一緒。

相原委員長：削除する。

(第12条 1)

意見なし

(第12条 2)

木村委員：検討課題である。

相原委員長：原案のまま（空欄）でいく。

(第12条 3)

意見なし

(第12条 4)

意見なし

(第13条)

黒川委員：厚生・文教常任委員会で、教育委員会がH29より9月定例会初日に本会議で、報告を行うことになっている。

相原委員長：報告を行うよう求めたことを記載する。文案は黒川委員にお願いする。

また、「公共施設再配置検討協議会を設置」は第13条に記載する。

(第14条)

意見なし

(第15条)

塚本委員：各議員が資料請求したものは議長経由で全議員が見られるのか。

(「何も入っていないが…」と発言あり)

梅村委員：全部ではないがいくつか入っているが。

大野委員：うちの会派にはひとつも入っていない。

相原委員長：各議員が資料請求したものを、全員で共有することには皆さん合意しているか。

黒川委員：まだ議論が保留になっていたはずだ。いつからやるか、をまだ決めていないから事務局も困っている。

相原委員長：結論が出ていないということなので、「・議長名で要求した～入れることにした。」を削除する。もうひとつの「・人事案件における～」は、「～を継続課題とする。」と記載する。

塚本委員：市長が、副市長人事で、議会の同意を得るために臨時会を開きたいという意向を示した。

堀委員：検討すべき課題であるが、ここでは議論すべきでない。

(第16条)

特になし

(第17条 1)

梅村副委員長：議員ロビーを傍聴者用に開放したことは書かないか。

須藤委員：過去にもあったし、当たり前のことなので書かなくてもよいのでは。

(第17条 2)

相原委員長：「定例会を定める規則」を削除する。

(第17条 3)

相原委員長：「議員会討議」を削除する。

堀委員：第54条質疑の回数は、第54条（質疑の回数）に修正を。

木村委員：付帯決議に関することは第5条と似ているので、どちらかでよいのでは。また、H28.9の付帯決議は否決されているので記載は必要ない。

相原委員長：第17条の方から付帯決議の一文を削除する。

（第17条 4）

黒川委員：厚生・文教常任委員会から健康都市宣言の政策提言を行ったことを加筆。

（第17条 5）

塚本委員：改正した、が2つあるが、第何条を改正したかまで記載を。

（第18条）

特になし

（第19条 1、2）

特になし

（第20条 1）

榎谷委員：「人事評価制度の研修に参加」とあるが、評価を行った、まで記載を。

（第20条 2）

特になし

（第20条 3）

相原委員長：副議長が定例会で一部の議事進行を行うのは以前から行っているため、削除。

（第21条 1）

須藤委員：厚生・文教常任委員会の政策提言の件は「再掲」と追記を。

木村委員：委員会行政視察は削除でいいのでは。

相原委員長：行政視察2件は削除する。

木村委員：第21条（3）の庁舎駐車を（1）に転記。

梅村：厚生・文教常任委員会の大府市への視察は、いつもの視察とは少し違うので、これだけ残しては。

相原委員長：執行機関とともに大府市を視察し、健康都市宣言の提言を行った、とする。

（第21条 2）

木村委員：請願に付帯決議をつけた件は、削除で。

（第21条 3）

須藤委員：ポルトガル語と給食は毎年実施しているので、削除でよいのでは。

（第21条 4）

黒川委員：陳情を請願同様の取扱いとし、一部採択して、本会議で委員長報告をした旨の追記を。

木村委員：様式の確認はわざわざ載せなくてもいいのでは。

相原委員長：様式の確認、は削除する。総務・産業委員会で陳情を請願と同様に取扱い、一部採択したことを追記する。

（第22条 1、2）

木村委員：いずれも削除では。

相原委員長：（1）（2）とも削除する。

（第23条 1）

相原委員長：「執行機関の要綱の請求」に改める。

黒川委員：それでどうなったの。

塚本委員：当局の PC に掲載されているのを、事務局に依頼するとコピーしてくれるということらしい。

議会事務局長：資料請求不要で事務局でお渡ししますよ、ということなら今までもずっとやっていたので、H28 新規ではない。

木村委員：ライブラリに掲載されているものは、口頭で事務局に伝えれば閲覧できるということ。H27 からだが、昨年度は記載しなかったからここで書いておきたいが。

議会事務局長：行政課との調整を経たが、課によってはライブラリに掲載していなかったり、最新版になっていなかったりするので、議会事務局で担当課に掲載されているか・掲載されているものは最新版か、を確認して、各議員にお渡ししている。

塚本委員：一覧がないと、どんな要綱があるか等わからない。

相原委員長：H27 からやっているとのことだが、今回掲載する。文案は正副委員長にご一任いただく。

（第 23 条 2）

須藤委員：「新人職員の配置をしないことを～」は H27 では。

梅村副委員長：H28 です。

相原委員長：「パート職員の申請」を「パート職員配置の要請」に改める。

（第 24 条 1）

相原委員長：2 つとも削除する。

（第 24 条 2）

特になし

（第 24 条 3）

梅村副委員長：防災士をとられた方がいる。個人名を出さなければ掲載してもよいのでは。

相原委員長：「2 名の議員が防災士の資格を取得した」を追記。

（第 24 条 4）

特になし

（第 25 条 1, 2）

特になし

（第 26 条）

特になし

（第 27 条 1）

木村委員：「検証特別委員会を 3 月議会で設置し、4 月まで検証を行った。」に修正。

相原委員長：2 つ目の「推進協議会での～」を削除する。

堀委員：「第三者機関による検証のあり方～」は第 27 条 1 項ではないのでは。

相原委員長：転記する場所がないので、原案通りとする。

（第 27 条 2）

特になし

（第 27 条 3）

特になし

(2) その他

- ・ 保留になっていた、プロジェクター使用時の議事録のあり方について検討、は原案通り第4条4項に記載とする。

- ・ 自治基本条例検証委員会に本検証特別委員会での検討結果を報告する。

→黒川委員：報告とは。

宮川委員：昨年度も報告しているが、報告義務はあくまでも、議長へ、のみ。

黒川委員：求められて出すではなく、議長が判断して検証結果を示す、という立場を明確に。

堀委員：市全体で自治基本条例の検証をするのであって、議会は自治基本条例をないがしろにしてはならない。

- ・ 完成版はレターボックスに配布する。